

◆ 市債・一時借入金

市債の状況

市債は、公共施設の整備などに要する財源を補う目的と、将来その施設などを利用する方にも建設経費を負担していただく（世代間負担の公平）という2つの目的を持っています。

●市債残高

| | |
|----------------------------------|-----------------|
| 一 般 会 計 | 95 億 5, 234 万円 |
| 羽 村 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計 | 17 億 54 万円 |
| 下 水 道 事 業 会 計 | 53 億 7, 335 万円 |
| 水 道 事 業 会 計 | 34 億 6, 542 万円 |
| 計 | 200 億 9, 165 万円 |

一時借入金の状況

9月30日現在、借入れはありません。

◆ 基金・財産

基金の状況

基金は、将来計画している事業の財源として、また、年度間の財源を調整することなどを目的として積み立てている資金です。

●基金残高

| | | |
|---------|----------------|----------------|
| 一 般 会 計 | 50 億 1, 197 万円 | |
| 内 訳 | 財 政 調 整 基 金 | 24 億 1, 151 万円 |
| | 減 債 基 金 | 215 万円 |
| | 特 定 目 的 基 金 | 25 億 9, 831 万円 |
| 特 別 会 計 | 1 億 867 万円 | |
| 計 | 51 億 2, 064 万円 | |

市有財産の状況

| | | |
|-----|------|----------------------|
| 土 地 | 59 万 | 396m ² |
| 建 物 | 15 万 | 5, 480m ² |

補正予算の状況

平成27年度上半期の一般会計補正予算の状況は次のとおりです。

1号補正（5月議会）

補正額 8430万円

補正後予算額 219億7430万円

消費税率引上げによる影響を緩和するため、平成26年度に引き続き「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を給付することとなったことから、それぞれの給付金に係る国庫補助金と歳出予算を同額で措置しました。また、風しん予防対策を徹底するため、都補助金と委託金などを財源として「風しん等ワクチン予防接種事業」を実施することとし、必要な経費を措置しました。

2号補正（6月議会）

補正額 ▲2890万円

補正後予算額 219億4540万円

歳入

国庫支出金については、消費税率引上げに伴う社会保障充実策として、介護保険における低所得者の保険料の軽減強化が実施されることから、「介護保険料低所得者軽減対策繰出金」に係る

国庫負担金などを措置しました。

都支出金については、東京都教育委員会が実施する「オリンピック・パラリンピック教育推進校事業」において、市内小学校2校が追加の指定を受けるとともに、算数・数学の基礎学力の定着を図る「学力ステップアップ推進地域指定事業」において、市が推進地域の指定を受けたことから、それぞれの事業に係る都委託金を歳出と同額で措置しました。

繰入金については、今後の財政運営に備え、財政調整基金繰入金の減額措置を行いました。

歳出

前述した歳入に伴う事業費のほか、平日夜間急患センター修繕料などの経費を計上するとともに、平成27年4月の給与改定と人事異動などによる職員人件費の組替えや減額措置を行いました。

3号補正（9月議会）

補正額 8億5810万円

補正後予算額 228億350万円

歳入

国庫支出金については、マイナンバー制度の個人番号カード交付事業に係る地方公共団体情報システム機構への負担金に対する国庫補助金を歳出と同額で措置するとともに、平成28年1月から始まる個人番号カード交付事務に係る

補助金を措置しました。

都支出金については、保育サービスの質の向上や、保育士などのキャリアアップに向けた取組みを支援するための財源として、子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金と保育士等キャリアアップ補助金を措置しました。

また、平成26年度決算の確定に伴い、繰越金を計上するとともに、特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる措置を行いました。

歳出

総務費では、羽村駅西口土地区画整理事業計画変更取消請求事件に係る訴訟弁護士料や、税制改正に伴う軽自動車税システム改修委託料などを措置しました。

民生費では、安心して子育てができる環境の整備を進めるため、病児保育事業を実施することとし、病児保育施設の整備に係る補助金を措置するとともに、入所世帯の増加に伴う母子生活支援施設入所事業費などを措置しました。商工費では、東京都消費者行政推進交付金を財源として、消費者教育啓発のための事業費を措置しました。

このほか、前述した歳入に合わせ必要な事業費を計上したほか、防火水槽撤去工事費や羽村西小学校冷温水機修繕料などの経費を措置しました。

マイナンバーニュース No. 8 特別号

いよいよマイナンバー制度 (社会保障・税番号制度)が始まります

平成28年1月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の運用が始まります。
これに先立ち、羽村市ではマイナンバーの通知が始まっています。
これから始まるマイナンバー制度についてお知らせします。

❖ マイナンバーってなに？

平成27年10月から日本国内の市区町村に住民登録のある方に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。また、法人には、1法人に1つの法人番号(13桁)が指定されます。

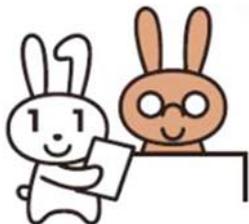
❖ マイナンバーを導入するとどんなメリットがあるの？

マイナンバーを提示すると、国や地方公共団体などでそれぞれ管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認できるようになります。

このことから、下図のようなメリットが期待されています。

国民の利便性の向上

事前の書類取得必要なし
情報を窓口で照会



行政の効率化

各公的機関での作業の煩雑さが軽減され、手続きがスムーズに！



公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実施します。
所得把握の正確性が向上し、
適正・公平な課税につながります。



社会保障を確実にこなえます。
未払い・不正受給を解決します。

